

■ 犬猫の8週齢規制について実効性を担保するための省令改正を行うもの。

背景

令和5年11月に実施したペットオークション・ブリーダーへの一斉調査の結果、全国のペットオークションで取引された多くの犬又は猫の生年月日が改ざんされている疑いが判明した。

8週齢規制違反を取り巻く課題

① 出生から販売直前までの個体管理が制度上未担保

ブリーダーには繁殖実施状況記録台帳に犬・猫等の生年月日等を記録する義務が課せられているが、出生後も継続して個体に関する情報を記録する規定はない。

個体管理のためにブリーダーにはマイクロチップの装着義務があるが、装着は販売直前の56日齢頃となり、それ以前に個体管理する仕組みはない。

② 8週齢規制遵守について購入した事業者による確認手段が不十分

オークション又はペットショップはブリーダーから動物を購入する際に、8週齢を経過した個体であることを確認する手段がほとんどない。

また、犬猫を購入する一般の方も、8週齢規制の遵守状況等について説明を受けることがない。

上記により、業者作成の繁殖台帳の記載内容の真正性が確保できていない。

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)



対応案

① 台帳の新設により交配からマイクロチップ装着まで子犬・子猫を個体管理

⇒マイクロチップ制度と合わせ、犬猫の生涯を通じた個体管理を実現

➤飼養管理基準第2条第6号ハ及び第7号改正及び新たな告示

: ブリーダーへ、新たに子犬・子猫の個体管理台帳の記載・保管を義務づける。

また個体管理台帳（新規）及び繁殖実施状況記録台帳（既存）の記載事項を、告示で具体化することを規定。

2つの台帳のイメージは3, 4ページ参照。

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)

【既存の繁殖実施状況記録台帳（犬猫に係る現行の記載例）】 ※繁殖1回ごとに1列を記載

交配年月日	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
雌（個体識別番号、名称等※）	ハナ	シロ	クロ	ヒメ
雄（個体識別番号、名称等※）	ポチ	ポチ	ゴン	ゴン
出産予定日	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
出産年月日	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
出産数	4頭	3頭	5頭	3頭
出産後の雌の状態	健	健	健	健
新生児の状態	健康：4	健康：3	健康：5	健康：3
雌の交配時年齢	3	4	4	5
雌の生涯出産回数	3	4	3	4
今後繁殖の用に供する可能性 （繁殖に供することをやめた年月 日） 雄/雌ごとに	雄：あり 雌：あり	雄：なし R〇.〇.〇 雌：あり	雄：あり 雌：あり	雄：あり 雌：なし R〇.〇.〇
備考				

※マイクロチップ装着前の個体を除き、マイクロチップ番号の記載を告示に規定するイメージ。

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)



対応案

②犬猫の販売時に、①の台帳の情報について、 売買当事者となる業者間の確認や一般飼主への説明を義務化

➤オークション/ペットショップの確認方法具体化

飼養管理基準第2条第7号リ及びテ改正

：オークション/ペットショップがブリーダーと取引する際に、ブリーダーの遵法状況確認方法として、
①の個体管理台帳の確認を具体化。

➤販売時の重要事項説明事項の拡大

施行規則第8条の2第2項、飼養管理基準第2条第7号ホ等改正

：ブリーダー（直販の場合）及びペットショップは、一般の方への販売時の重要事項説明時に、
個体管理台帳の写しを用いた、8週齢規制及びその遵守状況の説明を追加。

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)



今後のスケジュール（予定）

～令和6年中

第64回動愛部会（諮問）

事務局での条文化作業

パブリックコメントの実施

第65回動愛部会（答申案の審議）、答申

省令改正

～令和7年中

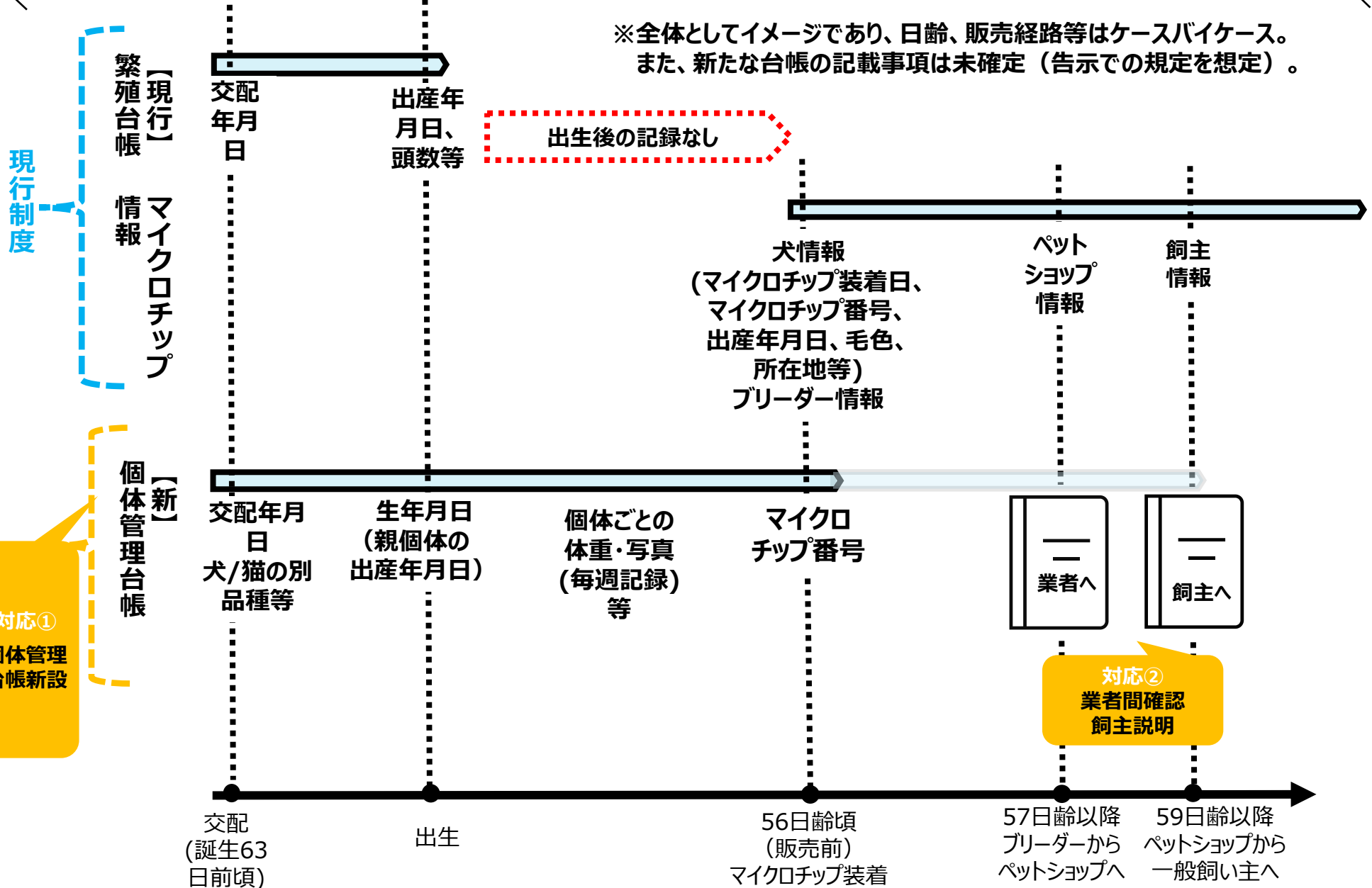
改正省令の施行

更なる対応について

- 今回示した省令・告示改正により、販売時の監視は強化されるが、販売前の監視は強化されないため、販売前に犬猫の生年月日等が改ざんされる懸念が残る。
- そのため8週齢規制の実効性を担保するために、今回示した省令改正に留まることなく、更なる対応が必要である。
- 立法府における動物愛護管理法の改正に関する議論を踏まえ、今後も必要な対応を検討していきたい。

(参考) 犬猫の個体管理記録等 現状及び改正後イメージ

※全体としてイメージであり、日齢、販売経路等はケースバイケース。
また、新たな台帳の記載事項は未確定（告示での規定を想定）。



○動物の愛護及び管理に関する法律 （基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- 十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

○第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。

テ 競りあわせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。